の２第１項第１号中「厚生年金保険法第144条の６第１項の厚生年金基金の脱退一時金相当額　厚生年金基金」とあるのは「平成25年改正法附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第144条の６第１項の存続厚生年金基金の脱退一時金相当額　　存続厚生年金基金」と読み替えるものとする。

２　存続厚生年金基金について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第６条第６項第１号ロ	法第８条第１項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第５条第３項の規定により読み替えられた平成25年改正法附則第102条の規定による改正後の確定拠出年金法（以下「改正後確定拠出年金法」という。）第８条第１項
第30条第４項第２号ニ	及び確定給付企業年金	、確定給付企業年金及び平成25年改正法附則第３条第11号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）
第30条の２	又は企業年金連合会（確定給付企業年金法第91条の２第１項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）又は存続厚生年金基金	、企業年金連合会（確定給付企業年金法第91条の２第１項の企業年金連合会をいう。以下同じ。）又は存続厚生年金基金
	法第74条の２第２項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２第２項
第63条第１項第12号	法第54条	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条
	法第54条の２	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２
	法第74条の２	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２
	若しくは企業年金連合会	、企業年金連合会若しくは存続厚生年金基金
第91条第１項第２号	法第８条第１項第１号	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第８条第１項第１号
第99条第９号	法第54条	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条
	法第54条の２	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２
	法第74条の２	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２
	若しくは企業年金連合会	、企業年金連合会若しくは存続厚生年金基金
第108条第２項	法第54条の２第２項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２第２項
	法第74条の２第２項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２第２項
第132条各号列記以外の部分	法第62条第１項各号	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第62条第１項各号
第132条第５号	法第54条の２第２項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２第２項
	法第74条の２第２項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２第２項
	法第54条第１項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条第１項
	法第54条の２第１項	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２第１項
第156条第12号	法第54条	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条
	法第54条の２	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第54条の２
	法第74条の２	平成25年改正法附則第５条第３項の規定により読み替えられた改正後確定拠出年金法第74条の２
	若しくは企業年金連合会	、企業年金連合会若しくは存続厚生年金基金

３　第１項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた第166条の２第１項（第１号に限る。）の移換の申出は、申出を行った者が加入していた存続厚生年金基金の加入員の資格を喪失した日から起算して１年を経過する日までの間に限って行うことができる。ただし、天災その他申し出なかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りではない。

４　第166条の２第４項の規定は、前項ただし書の場合における申出について準用する。

（存続連合会に係る改正前規約の効力等）

第３条　平成25年改正法附則第３条第13号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）については、旧規約第166条の２第１項第３号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「厚生年金保険法第165条の３第１項の企業年金連合会の規約で定める年金給付等積立金　企業年金連合会」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）附則第56条第１項の存続連合会（平成25年改正法附則第３条第13号に規定する存続連合会をいう。以下同じ。）の規約で定める年金給付等積立金　　存続連合会」と読み替えるものとする。

２　存続連合会について次の表の左欄に掲げる規定を適用する場合においては、同欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。